

# 群馬県農業法人協会規約

## ( 目 的 )

第1条 この会は、公益社団法人日本農業法人協会の群馬県内の加入者をもって組織し、相互の連携強化によって法人経営の確立・発展を図るとともに、本県農業・農村の発展に寄与することを目的とする。

## ( 名称及び事務所の所在地)

第2条 この会は、群馬県農業法人協会と称し、事務局を群馬県農業会議に置く。

## ( 会 員 )

第3条 この会の会員は、つぎのとおりとする。

1. 公益社団法人日本農業法人協会に加入している農業法人並びに法人設立指向者。

## ( 事 業 )

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

1. 農業・農村に関する情報の提供。
2. 農業法人に関する情報の提供、交流。
3. その他、会員に必要な情報の提供。

## ( 役 員 )

第5条

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名以内
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名
- (5) 顧 問 若干名

## ( 役員任期 )

第6条 役員任期は、2カ年とし、再選を妨げない。

## ( 役員権限 )

第7条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。

## ( 総会及び役員会 )

第8条 この会は、年1回通常総会を開くほか、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

2. 役員会は、会長が必要と認めるときにこれを開く。

## ( 総会議決事項 )

第9条 つぎの事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画、収支予算並びに事業報告、収支決算
- (3) その他特に必要と認めた事項

2. 議決は、出席会員の過半数以上の賛成を必要とする。

## ( 経 費 )

第10条 この会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

( 事業年度 )

第11条 この会の事業年度は1月1日から12月31日までとする。

( 組 織 )

第12条 群馬県農業法人協会は、公益社団法人日本農業法人協会の群馬県支部とする。

( 賛助員 )

第13条 本会の主旨に賛同する、法人または個人・団体を役員会の承認を経て賛助員とすることができる。

( 会 友 )

第14条 本会に会友を置くことができる。

2. 会友は、本会の発展のために指導・助言を行い、会長が委嘱する。

3. 任期は、役員任期と同じくし、再委嘱を妨げない。

付 則

1. この規約は、平成15年 3月19日から施行する。

改正 平成17年 3月 8日

改正 平成19年 3月15日

改正 平成21年 5月26日

改正 平成22年 3月17日

改正 平成23年 5月10日

改正 平成26年 3月14日